

新型コロナウイルス感染防止に関する県外からの渡航の緩和と観光受入について

5月22日の会見において、県外からの渡航自粛要請の緩和については、沖縄県の方針を勘案しながら宮古島市としての方針を決めるとしていましたが、29日に観光客の受入も含めて沖縄県の方針が示されましたので、宮古島市としても、本日、方針を以下のとおり決めましたので報告します。

1. 県外からの渡航については、沖縄県の方針に沿って、緊急事態宣言が解除されて間もない北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に加え、最近感染者が増加傾向にある福岡県を加えた6都道府県を除く地域からの渡航自粛要請については、本日6月1日から緩和します。
2. 上記6都道府県については、引き続き6月18日までは渡航を自粛して頂き、6月19日以降は県外全ての地域からの渡航自粛要請を緩和しますが、今後の感染状況や沖縄県の方針変更等によっては改める場合もあります。
3. 観光受入については、本日6月1日から県内旅行の受入を行います。
4. 県外からの観光の受入については、県の方針に沿って、6月19日から徐々に促進します。
具体的には今後、県が策定する観光客受入アクションプランを参考に進めてまいります。

なお、国内においては、緊急事態宣言解除後も福岡県や東京都などでクラスターとみられる感染者の発生が出ており、予断を許さない状況が続いてい

ます。

また、今後、第2波、第3波の到来により再び感染が広がる可能性も危惧されており、感染侵入のリスクが無くなったわけではありません。

県外からの渡航の自粛については一部要請を緩和しますが、医療体制が脆弱な離島であるということを考慮して頂き、不要不急の渡航以外は、出来るだけ行わないようご配慮を御願います。

市民の皆様には、「新しい生活様式」の実践や各種感染防止のガイドライン等を参考に感染防止に努めて頂きますよう御願います。

事業者の皆様にも、渡航の緩和や観光の受入に向けてそれぞれで感染症予防対策に取り組んで頂きますよう御願います。

市としても、観光事業者や飲食店組合等で構成する宮古島観光リカバリープロジェクト委員会と感染予防ガイドライン作成に向けての協議を早急に進めるとともに、空港等での水際対策の強化に向け沖縄県や関係機関、団体と連携し取り組んでまいります。

宮古島市の渡航自粛・観光受入方針について

時期	宮古島市の方針	
	渡航自粛	観光受入
6月1日～ ステップ①	6都道府県（北海道・東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・福岡県）のみ渡航自粛継続	県内旅行の観光受入
6月19日～ ステップ②	渡航自粛全面解除	全国からの観光客受入を徐々に促進 （観光受入業者に県のガイドライン等を参考に感染予防対策実施を促す）
7月10日～ ステップ③		< 7月上旬 > 移行期間後に向けたプロモーション等の実施
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目処 ※ステップ③から約3週間後		GoToキャンペーン等による旅行需要の取り込み